

6 経営第 2351 号
令和 7 年 1 月 23 日

北海道農政部長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

国有農地等の境界確定及び測量事業の実施について

「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）において、「都道府県が管理事務の一部を行う国有農地（農地法等の一部を改正する法律（平 21 法 57）附則 8 条 1 項）の境界確定及び測量については、国有農地等管理处分委託費により国が実施主体として行うことも可能であることを明確化し、都道府県に令和 6 年度中に通知する。」とされた。

これを踏まえ、都道府県が管理する国有農地等（農地法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 57 号）第 1 条の規定による改正前の農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 78 条第 1 項に規定する土地等のうち、農地法施行令等の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 285 号）による改正前の農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 15 条第 1 項の規定により都道府県知事が管理する土地等）であっても、国有農地等測量・境界確定促進委託事業実施要領（平成 23 年 2 月 28 日付け 22 経営第 6341 号農林水産省経営局長通知）第 2 に基づき、国有農地等管理处分委託費を活用して国が実施主体として国有農地等の境界確定及び測量事業を行うことが可能である旨を御了知いただきたい。

6 経 営 第 2351 号
令和 7 年 1 月 23 日

東北農政局経営・事業支援部長 殿

経営局農地政策課長

国有農地等の境界確定及び測量事業の実施について

「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）において、「都道府県が管理事務の一部を行う国有農地（農地法等の一部を改正する法律（平 21 法 57）附則 8 条 1 項）の境界確定及び測量については、国有農地等管理处分委託費により国が実施主体として行うことも可能であることを明確化し、都道府県に令和 6 年度中に通知する。」とされた。

これを踏まえ、都道府県が管理する国有農地等（農地法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 57 号）第 1 条の規定による改正前の農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 78 条第 1 項に規定する土地等のうち、農地法施行令等の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 285 号）による改正前の農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 15 条第 1 項の規定により都道府県知事が管理する土地等）であっても、国有農地等測量・境界確定促進委託事業実施要領（平成 23 年 2 月 28 日付け 22 経営第 6341 号農林水産省経営局長通知）第 2 に基づき、国有農地等管理处分委託費を活用して国が実施主体として国有農地等の境界確定及び測量事業を行うことが可能である旨を御了知の上、各都府県と調整を図りながら適正に事務を進められたい。

なお、貴局管内の県主管部長に対しては、貴職から通知願いたい。

6 経 営 第 2351 号
令和 7 年 1 月 23 日

関東農政局経営・事業支援部長 殿

経営局農地政策課長

国有農地等の境界確定及び測量事業の実施について

「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）において、「都道府県が管理事務の一部を行う国有農地（農地法等の一部を改正する法律（平 21 法 57）附則 8 条 1 項）の境界確定及び測量については、国有農地等管理处分委託費により国が実施主体として行うことも可能であることを明確化し、都道府県に令和 6 年度中に通知する。」とされた。

これを踏まえ、都道府県が管理する国有農地等（農地法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 57 号）第 1 条の規定による改正前の農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 78 条第 1 項に規定する土地等のうち、農地法施行令等の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 285 号）による改正前の農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 15 条第 1 項の規定により都道府県知事が管理する土地等）であっても、国有農地等測量・境界確定促進委託事業実施要領（平成 23 年 2 月 28 日付け 22 経営第 6341 号農林水産省経営局長通知）第 2 に基づき、国有農地等管理处分委託費を活用して国が実施主体として国有農地等の境界確定及び測量事業を行うことが可能である旨を御了知の上、各都府県と調整を図りながら適正に事務を進められたい。

なお、貴局管内の都県主管部長に対しては、貴職から通知願いたい。

6 経 営 第 2351 号
令和 7 年 1 月 23 日

北陸農政局経営・事業支援部長 殿

経営局農地政策課長

国有農地等の境界確定及び測量事業の実施について

「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）において、「都道府県が管理事務の一部を行う国有農地（農地法等の一部を改正する法律（平 21 法 57）附則 8 条 1 項）の境界確定及び測量については、国有農地等管理处分委託費により国が実施主体として行うことも可能であることを明確化し、都道府県に令和 6 年度中に通知する。」とされた。

これを踏まえ、都道府県が管理する国有農地等（農地法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 57 号）第 1 条の規定による改正前の農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 78 条第 1 項に規定する土地等のうち、農地法施行令等の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 285 号）による改正前の農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 15 条第 1 項の規定により都道府県知事が管理する土地等）であっても、国有農地等測量・境界確定促進委託事業実施要領（平成 23 年 2 月 28 日付け 22 経営第 6341 号農林水産省経営局長通知）第 2 に基づき、国有農地等管理处分委託費を活用して国が実施主体として国有農地等の境界確定及び測量事業を行うことが可能である旨を御了知の上、各都府県と調整を図りながら適正に事務を進められたい。

なお、貴局管内の県主管部長に対しては、貴職から通知願いたい。

6 経 営 第 2351 号
令和 7 年 1 月 23 日

東海農政局経営・事業支援部長 殿

経営局農地政策課長

国有農地等の境界確定及び測量事業の実施について

「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）において、「都道府県が管理事務の一部を行う国有農地（農地法等の一部を改正する法律（平 21 法 57）附則 8 条 1 項）の境界確定及び測量については、国有農地等管理处分委託費により国が実施主体として行うことも可能であることを明確化し、都道府県に令和 6 年度中に通知する。」とされた。

これを踏まえ、都道府県が管理する国有農地等（農地法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 57 号）第 1 条の規定による改正前の農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 78 条第 1 項に規定する土地等のうち、農地法施行令等の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 285 号）による改正前の農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 15 条第 1 項の規定により都道府県知事が管理する土地等）であっても、国有農地等測量・境界確定促進委託事業実施要領（平成 23 年 2 月 28 日付け 22 経営第 6341 号農林水産省経営局長通知）第 2 に基づき、国有農地等管理处分委託費を活用して国が実施主体として国有農地等の境界確定及び測量事業を行うことが可能である旨を御了知の上、各都府県と調整を図りながら適正に事務を進められたい。

なお、貴局管内の県主管部長に対しては、貴職から通知願いたい。

6 経 営 第 2351 号
令和 7 年 1 月 23 日

近畿農政局経営・事業支援部長 殿

経営局農地政策課長

国有農地等の境界確定及び測量事業の実施について

「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）において、「都道府県が管理事務の一部を行う国有農地（農地法等の一部を改正する法律（平 21 法 57）附則 8 条 1 項）の境界確定及び測量については、国有農地等管理处分委託費により国が実施主体として行うことも可能であることを明確化し、都道府県に令和 6 年度中に通知する。」とされた。

これを踏まえ、都道府県が管理する国有農地等（農地法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 57 号）第 1 条の規定による改正前の農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 78 条第 1 項に規定する土地等のうち、農地法施行令等の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 285 号）による改正前の農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 15 条第 1 項の規定により都道府県知事が管理する土地等）であっても、国有農地等測量・境界確定促進委託事業実施要領（平成 23 年 2 月 28 日付け 22 経営第 6341 号農林水産省経営局長通知）第 2 に基づき、国有農地等管理处分委託費を活用して国が実施主体として国有農地等の境界確定及び測量事業を行うことが可能である旨を御了知の上、各都府県と調整を図りながら適正に事務を進められたい。

なお、貴局管内の府県主管部長に対しては、貴職から通知願いたい。

6 経営第 2351 号
令和 7 年 1 月 23 日

中国四国農政局経営・事業支援部長 殿

経営局農地政策課長

国有農地等の境界確定及び測量事業の実施について

「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）において、「都道府県が管理事務の一部を行う国有農地（農地法等の一部を改正する法律（平 21 法 57）附則 8 条 1 項）の境界確定及び測量については、国有農地等管理处分委託費により国が実施主体として行うことも可能であることを明確化し、都道府県に令和 6 年度中に通知する。」とされた。

これを踏まえ、都道府県が管理する国有農地等（農地法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 57 号）第 1 条の規定による改正前の農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 78 条第 1 項に規定する土地等のうち、農地法施行令等の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 285 号）による改正前の農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 15 条第 1 項の規定により都道府県知事が管理する土地等）であっても、国有農地等測量・境界確定促進委託事業実施要領（平成 23 年 2 月 28 日付け 22 経営第 6341 号農林水産省経営局長通知）第 2 に基づき、国有農地等管理处分委託費を活用して国が実施主体として国有農地等の境界確定及び測量事業を行うことが可能である旨を御了知の上、各都府県と調整を図りながら適正に事務を進められたい。

なお、貴局管内の県主管部長に対しては、貴職から通知願いたい。

6 経 営 第 2351 号
令和 7 年 1 月 23 日

九州農政局経営・事業支援部長 殿

経営局農地政策課長

国有農地等の境界確定及び測量事業の実施について

「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）において、「都道府県が管理事務の一部を行う国有農地（農地法等の一部を改正する法律（平 21 法 57）附則 8 条 1 項）の境界確定及び測量については、国有農地等管理处分委託費により国が実施主体として行うことも可能であることを明確化し、都道府県に令和 6 年度中に通知する。」とされた。

これを踏まえ、都道府県が管理する国有農地等（農地法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 57 号）第 1 条の規定による改正前の農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 78 条第 1 項に規定する土地等のうち、農地法施行令等の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 285 号）による改正前の農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 15 条第 1 項の規定により都道府県知事が管理する土地等）であっても、国有農地等測量・境界確定促進委託事業実施要領（平成 23 年 2 月 28 日付け 22 経営第 6341 号農林水産省経営局長通知）第 2 に基づき、国有農地等管理处分委託費を活用して国が実施主体として国有農地等の境界確定及び測量事業を行うことが可能である旨を御了知の上、各都府県と調整を図りながら適正に事務を進められたい。

なお、貴局管内の県主管部長に対しては、貴職から通知願いたい。

6 経 営 第 2351 号
令和 7 年 1 月 23 日

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

国有農地等の境界確定及び測量事業の実施について

「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）において、「都道府県が管理事務の一部を行う国有農地（農地法等の一部を改正する法律（平 21 法 57）附則 8 条 1 項）の境界確定及び測量については、国有農地等管理处分委託費により国が実施主体として行うことも可能であることを明確化し、都道府県に令和 6 年度中に通知する。」とされた。

これを踏まえ、都道府県が管理する国有農地等（農地法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 57 号）第 1 条の規定による改正前の農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 78 条第 1 項に規定する土地等のうち、農地法施行令等の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 285 号）による改正前の農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 15 条第 1 項の規定により都道府県知事が管理する土地等）であっても、国有農地等測量・境界確定促進委託事業実施要領（平成 23 年 2 月 28 日付け 22 経営第 6341 号農林水産省経営局長通知）第 2 に基づき、国有農地等管理处分委託費を活用して国が実施主体として国有農地等の境界確定及び測量事業を行うことが可能である旨を御了知の上、各都府県と調整を図りながら適正に事務を進められたい。

なお、沖縄県農林水産部長に対しては、貴職から通知願いたい。